

令和7年度 上田市地球温暖化対策設備設置費補助金 【事業所用】

上田市では、市内の事業所に太陽光発電・定置型蓄電システム・電気自動車等充給電設備を設置される方へ予算の範囲内で補助金を交付します。

詳しくは、上田市のホームページまたは申請窓口にてご確認ください。



1. 対象設備と補助率等

対象設備	補助率等	補助要件
太陽光発電システム	1kWあたり13,000円（上限130,000円）	○太陽光モジュールの最大出力又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値が50kW未満のもの。
定置型蓄電システム	設置に要する経費の10分の1以内 （上限60,000円）	○太陽光発電システムと連結するもの。 ○国が行うネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）支援事業の対象商品として登録された蓄電システムであること。
電気自動車等充給電設備（V2H）	設置に要する経費の10分の1以内 （上限60,000円）	○太陽光発電システムと連結するもの。

2. 補助金交付の対象者（次の要件を満たす方）

- (1) 事業所等に対策設備を設置しようとする市内に住所を有する中小企業者（個人・法人）（※中小企業者の定義は下表をご覧ください。）
- (2) 補助金の交付決定を受けた年度内に対策設備の設置を完了することができる方
- (3) 事業所等が自己の所有に属さない場合にあっては、当該事業所等の所有者の同意を得られる方
- (4) 市税に滞納のない方

【中小企業者の定義】

※中小企業基本法((昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に掲げる者をいう。)に該当する事業者を対象とします。(①と②のいずれにも該当すること)

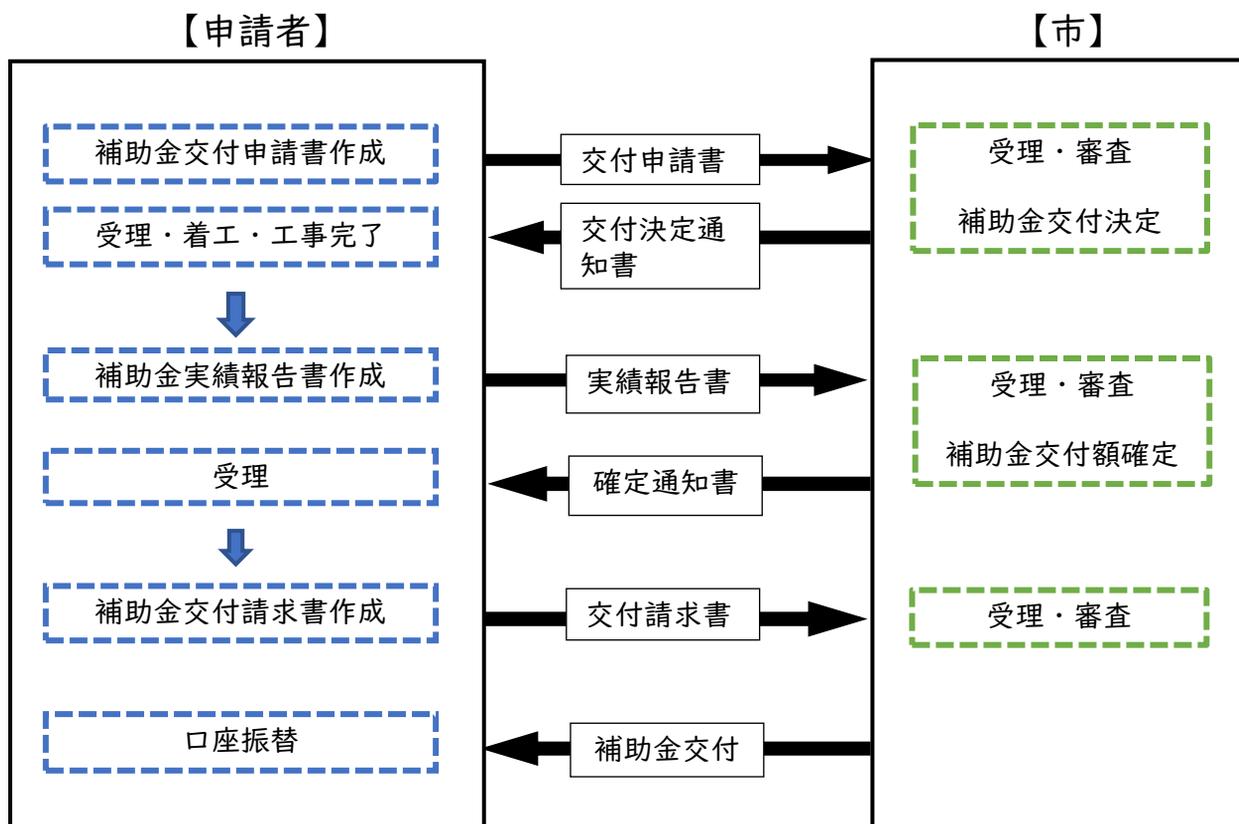
業種	①資本金額（出資総額）	②従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他産業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下

※その他注意事項については、上田市のホームページをご確認ください。

3. 手続きの流れ

対策設備の着工前に補助金交付申請をしてください。（所定の様式を使用）

※様式は、上田市のホームページからダウンロードすることができます。



4. 申請上の注意

- 対象設備の**工事は、補助金の交付決定日以降に着工してください。**
事前着工は補助金の対象外となります。
- 実績報告書は、**補助事業完了日から1か月以内又は年度末（3月31日）のいずれか早い日までに提出してください。**年度をまたいでしまうと補助金の支払いができませんので、必ず年度内に事業を完了してください。

申請窓口（郵送でも申請を受け付けています。）
〒386-8601 上田市大手1丁目11番16号 上田市環境政策課
TEL：0268-71-6428
E-mail：kankyo@city.ueda.nagano.jp



市ホームページ